

目次

第1章 総則

第1節 目的（第1条～第5条）

第2節 組織編制（第6条～第8条）

第3節 職員組織（第9条・第10条）

第4節 学年、学期及び休業日（第11条～第14条）

第2章 修業年限及び入学等

第1節 修業年限及び在学年限（第15条）

第2節 入学（第16条～第21条）

第3節 教育課程及び履修方法等（第22条～第31条）

第4節 休学・復学・転学・留学・退学及び除籍（第32条～第37条）

第5節 卒業及び学位（第38条・第39条）

第6節 専攻科（第40条～第49条）

第7節 賞罰（第50条・第51条）

第8節 外国人留学生、研究生、科目等履修生及び特別聴講生（第52条～第55条）

第9節 検定料・学費及びその他諸費用（第56条～第62条）

第10節 育英・奨学（第63条）

第3章 厚生施設（第64条）

第4章 公開講座等（第65条）

第5章 雑則（第66条）

附則

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 ヤマザキ動物看護専門職短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（平成29年法律第41号）に則り、建学の精神である「生命への畏敬」と「職業人としての自立」を遵守し、「生命を生きる」を教育理念として、人間も動物も大自然の生態系の摂理の中で生き、生かされているという、原点

を忘れずに、共鳴・共生する生命の思想を貫き、動物看護に関わる基本的な理論・技術を身に付け、動物看護に関わる専門的応用的能力を有する人材を養成することを目的とする。

- 2 動物看護学を教育研究の対象とし、動物愛護の精神に則り、人とコンパニオンアニマルとの関係に求められる豊かな人間性と幅広い視野を備え、動物看護に関わる基本的な理論・技術を身に付け、実践的な専門的応用的能力を有する動物看護師を養成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究、組織運営並びに施設設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前条の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けることとし、その結果を公表するものとする。

- 3 第1項の自己点検・評価の事項及びその実施体制等については、別に定める。

(情報開示)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を開示するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条 本学は、教育内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとし、その実施方法については、別に定める。

(教育課程連携協議会)

第5条 本学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

- 2 第1項の教育課程連携協議会に関する事項は別に定める。

第2節 組織編制

(学科)

第6条 本学に次の学科を置く。

動物トータルケア学科

- 2 前項の学科の入学定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
動物トータルケア学科	80名	240名

(附属図書館)

第7条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 本学に、事務局を置く。

第3節 職員組織

(教職員)

第9条 本学に、学長、学科長、専攻科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他の職員を置く。

2 本学に副学長及び副学科長を置くことができる。

3 第1項の職員のうちから事務局長及び部課長を置く。

4 任免及び職務については、別に定める。

(教授会)

第10条 本学の教育研究に関する事項を審議するために教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、学科長、専攻科長、副学科長及び専任の教授をもって構成する。

3 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会に准教授、講師、助教及びその他の教職員を加えることができる。

4 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学期は、学年を前期と後期の2学期に分け、期間については、当該年度の学年暦において定める。

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本学創設記念日

(4) 夏季休業、冬季休業及び春季休業の期間は学年暦で定める。

2 前項の規定にかかわらず、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

3 学長は、必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

(授業期間)

第14条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間等を含め、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い期間において授業を行うことができる。

第2章 修業年限及び入学等

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限及び在学年限)

第15条 本学の修業年限は、3年とする。ただし、在学年限は6年を超えてはならない。

ただし、第21条の規定により入学した者にあつては定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第16条 本学の入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の課程を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定め

る日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年5月31日文部省告示第47号）

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省第13号））による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学出願の手続）

第18条 入学志望者は、本学所定の入学願書に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

（入学者の選考及び合格者の決定）

第19条 入学志願者には、別に定めるところにより、選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。

（入学手続及び入学許可）

第20条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日内に第46条に定める入学金のほか、授業料等を添えて、手続を取らなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学・再入学及び転入学）

第21条 本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限る、選考の上、教授会の意見を聴いて、学長が相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により、編入学をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 他の大学を卒業又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校を卒業又は退学した者

(3) 専修学校の専門課程で文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

3 第1項の規定により、再入学又は転入学できる者は、本学を中途退学した者又は他の大学に在学中の者で、転入学により当該大学を退学する者とする。

- 4 第1項の規定により、入学を許可された者についての履修方法は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第22条 本学の授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目とする。

- 2 各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、各年次に配当して編成する。
3 本学の授業科目は、別表第1のとおりとする。

(卒業単位数)

第23条 本学を卒業するためには、次の各号により合計100単位以上の単位を修得しなければならない。

- (1) 基礎科目 必修科目12単位及び選択科目3単位
(2) 職業専門科目 必修科目64単位及び選択科目の「臨地実習5」又は「臨地実習6」から4単位
(3) 展開科目 必修科目1単位及び選択科目14単位
(4) 総合科目 必修科目2単位

(単位の計算方法)

第24条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義・演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の講義・演習をもって1単位とする。
(2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の実験・実習及び実技をもって1単位とする。
(3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合にあっては、その組合せに応じ、総時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。
2 前項の規定にかかわらず、社会・地域活動参加等の授業科目については、その学修の成果を考慮して単位を定める。

(単位の授与)

第25条 授業科目を履修し、各授業時数の3分の2以上出席し、所定の試験に合格した者には、単位を与える。

(成績の評価)

第26条 成績の評価は、S、A、B、C、Dをもって表し、C以上を合格とする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協定に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、46単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとして認めることができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前2項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第28条 本学は、教育上有利と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により、与えることができる単位は、前条第1項により認定する単位と併せて46単位を超えないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第54条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上必要と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、第27条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて46単位を超えないものとする。

4 前3項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

5 前項までの規定にかかわらず、動物看護の専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、動物看護師を担うための実践的な能力を修得している場合に、当該実践的な能力を本学において修得したものとみなし、単位を与えることができる。

6 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、23単位を超えないものとする。

(成績評価基準等の明示)

第30条 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たって、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(その他)

第31条 この節に定めるもののほか、各授業科目の配当年次、履修方法等については、別に定める。

第4節 休学・復学・転学・留学・退学及び除籍

(休学)

第32条 病気その他やむを得ない事情により、休学しようとする者は、医師の診断書等その理由を証する書類及び保証人連署をもって学長に提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気等のため修学することが適当でないと認められる者について、学長は、学科長、教務部長又は学生部長その他学長が必要と認める者（以下、「学科長等」という。）の意見を聴いて、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある場合には、引続き1年間に限り、期間延長の許可をすることができる。

4 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。

5 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第33条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学科長等の意見を聴いて、学長が復学の許可をすることができる。

(転学)

第34条 他の大学に転学を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第35条 留学を希望する者は、あらかじめ保証人連署をもって願い出て、学長の許可を得て、外国の大学又は短期大学に留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1年に限り、第15条に定める期間に算入する。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- (1) 第15条に定める在学年限を超えた者
- (2) 休学期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、催促しても、なお納入しない者
- (4) 死亡した者又は長期にわたり、行方不明の者

第5節 卒業及び学位

(卒業の認定)

第38条 本学に3年以上在学（編入学等により入学した学生については、別に定める年限）し、本学則に定める授業科目の中から基礎科目の必修科目12単位、選択科目3単位、職業専門科目の必修科目64単位、選択科目の「臨地実習5」又は「臨地実習6」から4単位、展開科目の必修単位1単位、選択科目14単位、総合科目の必修科目2単位、併せて100単位以上修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 前項による卒業認定は、学年末に行う。やむを得ない理由により、この認定を得られなかった者については、次年度前期にこれを行うことができる。

(学位の授与)

第39条 前条の規定により卒業を認定された者には、動物看護短期大学士（専門職）の学位を授与する。

2 学位に関して必要な事項については、別に定める。

第6節 専攻科

(目的)

第40条 専攻科は、本学の目的に則り、精深な専門知識と技術を教授研究し、動物看護の分野で貢献しうる人材養成を目的とする。

(専攻科及び学生定員)

第41条 本学に設置する専攻科及び学生定員は、次のとおりとする。

専攻科	入学定員	収容定員
動物トータルケア看護学専攻	10名	10名

(修業年限及び在学年限)

第42条 本専攻科の修業年限は、1年とする。ただし、在学年限は2年を超えてはならない。

(入学資格)

第43条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 3年制の短期大学における動物看護等に関する学科を卒業した者
- (2) 修業年限を3年以上とする専修学校の動物看護等に関する専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- (3) 外国において、学校教育における15年の課程を修了した者で我が国において動物看護等に関する学科を卒業または修了した者
- (4) 本学において、個別の入学資格審査により、3年制の短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で動物看護等に関する学科を卒業または修了した者

(授業科目及び単位数)

第44条 専攻科の授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(修了に必要な単位数)

第45条 専攻科の修了に必要な単位数は、別表第1に定める科目について、31単位以上とする。

第46条 本学は、教育上有益と認めるときは、専攻科の学生が本学の定めるところにより本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により、与えることができる単位は、10単位を超えないものとする。

(修了)

第47条 専攻科に1年以上在学し、所定の授業科目の単位を修得した者には、教授会の意見を聴いて、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(検定料等の金額)

第48条 専攻科の入学検定料及び学費は、別表第2に定めるところによる。

(他節準用)

第49条 本節に定める以外は、本学則を準用する。

第7節 賞罰

(表彰)

第50条 学生として品行方正、学術優秀又は素行等表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を聴いて、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第51条 本学則、その他本学の定める諸規則を守らず、学生としての本分にもとる行為があった学生に対しては、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

- (1) 入学誓約書に違反した者
- (2) 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (3) 成績不良で学業継続の見込みがないと認められた者
- (4) 正当な理由なくして出席不良の者
- (5) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第8節 外国人留学生、研究生、科目等履修生及び特別聴講生

(外国人留学生)

第52条 外国籍を有し、第17条第3号に該当する者が、本学に入学を希望した場合は、選考の上、教授会の意見を聴いて、入学を許可することがある。

2 外国人留学生については、第35条に関する規定を除き、正規の学生についての規定を準用する。外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

3 前項の外国人留学生に対しては、第22条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(研究生)

第53条 本学に研究生として、入学の申出のあるときは、教育・研究に支障のない限り選考の上、教授会の意見を聴いて、学長が研究生として入学を認めることができる。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第54条 本学において、特定の科目について履修しようとする者については、教育研究に支障がない範囲において、選考の上、教授会の意見を聴いて、科目等履修生として、入

学を許可することがある。

2 科目等履修生が履修した授業科目について、試験に合格したときは、第25条及び第26条の規定を準用して当該科目の単位を付与することができる。

3 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第55条 学長は、他の大学、短期大学との協議に基づき、当該大学の学生を特別聴講生として、教授会の意見を聴いて、入学を許可することがある。

2 特別聴講生に関する事項は、別に定める。

第9節 検定料・学費及びその他諸費用

(入学検定料及び学費)

第56条 入学検定料及び学費は、別表第2に定めるところによる。

(学費等の納期)

第57条 学費その他の納入金は、別に定める指定の期日までに納入しなければならない。

(納付した学費)

第58条 納入した学費は、原則として返還しない。

(復学した場合の授業料)

第59条 復学の許可を受け、復学したときは、当該学期分の学費を納入しなければならない。

(退学・除籍及び停学の場合の授業料)

第60条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料は、徴収する。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(修業年限を超えて在学する者の学費等)

第61条 修業年限を超えて在学する者の当該学期分の学費等については、第48条及び第56条の規定にかかわらず別に定める。

(休学者の在籍料)

第62条 休学を許可された者は、別に定める在籍料を納入しなければならない。

第10節 育英・奨学

(育英・奨学)

第63条 本学に、育英及び奨学に関する制度を置く。

2 育英及び奨学に関する事項は、別に定める。

第3章 厚生施設

(厚生施設)

第64条 本学に厚生施設を置く。

- 2 厚生施設（学生ラウンジ、医務室等）について必要な事項は、別に定める。

第4章 公開講座等

(公開講座)

第65条 本学は、学術文化の普及を図るため、広く一般市民のための公開講座等を開講する。

- 2 公開講座等について、必要な事項は別に定める。
- 3 施設使用について必要な事項は、別に定める。

第5章 雑則

(学則の改廃)

第66条 この学則の改正及び廃止は、教授会の意見を聴いて、理事会の議を経て理事長が定める。

附 則（平成31年1月24日理事会承認）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年8月1日から改正施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から改正施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1教育課程において令和4年4月1日より前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から改正施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1教育課程において令和5年4月1日より前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から改正施行する。なお、令和5年4月1日以降入学生にも令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第22条関係、第44条関係、第45条関係）

教育課程

（動物トータルケア学科）

科目群	授業科目の名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
基礎科目	生命倫理学・動物福祉学	2			
	心理学		2		
	キャリアマネジメント		1		
	動物医療コミュニケーション	1			
	公衆衛生学	2			
	環境科学		2		
	英語Ⅰ	2			
	英語Ⅱ		2		
	コンピュータリテラシー	2			
	コンパニオンアニマルケア論	1			
	コンパニオンドッグトレーニング論	1			
	アッセンブリーアワーⅠ	1			
職業専門 科目	動物看護学概論	1			
	動物形態機能学	2			
	動物形態機能組織学	2			
	動物形態機能学実習	1			
	動物内科看護学	2			
	動物内科看護学実習	2			
	動物外科看護学	2			
	動物外科看護学実習	2			
	動物臨床看護学総論	1			
	動物看護総合演習1（国家試験対策講座）	1			
	動物看護総合演習2（国家試験対策講座）	1			
	動物看護総合演習3（国家試験対策講座）	1			
	動物臨床看護学各論	2			
	動物口腔ケア論			1	

科目群	授業科目の名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
職業専門 科目	動物口腔ケア実習			1	
	訪問動物看護学			2	
	動物繁殖学	1			
	動物病理学	1			
	動物薬理学	2			
	動物感染症学	2			
	動物臨床検査学	2			
	動物臨床検査学実習	2			
	動物栄養学	2			
	動物行動学	2			
	動物リハビリテーション論			1	
	人と動物の関係学	1			
	動物看護関連法規	1			
	動物愛護・適正飼養関連法規	1			
	愛玩動物学	2			
	イヌ・ネコの特徴論			2	
	適正飼養指導論	2			
	比較動物学	2			
	動物生活環境学	1			
	動物トータルライフ演習			2	
	ペット関連産業概論	1			
	コンパニオンアニマルケア実習Ⅰ	3			
	コンパニオンアニマルケア実習Ⅱ	2			
	動物愛護・適正飼養実習	1			
	コンパニオンドッグトレーニング実習	2			
	臨地実習1	1			
	臨地実習2	1			
	臨地実習3	5			
	臨地実習4	4			

科目群	授業科目の名称	単位数			備考
		必修	選択	自由	
職業専門 科目	臨地実習5		4		
	臨地実習6		4		
	動物実習短期留学			2	
	研修・ボランティア活動			1	
展開科目	ジェロントロジー		2		
	社会福祉学		2		
	アニマルアシステッドセラピー論	1			
	高齢者心理		2		
	死生学		2		
	産業論		1		
	起業論		2		
	IT社会論		1		
	情報危機管理論		1		
	災害・危機管理論		2		
	美術史		2		
	医療安全		2		
総合科目	アッセンブリーアワーⅡ	1			
	アッセンブリーアワーⅢ	1			

注1 1学期ごとの履修単位数の上限は23単位とする。

(専攻科 動物トータルケア看護学専攻)

科目群	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門科目	生命科学概論	2		
	動物生理学	2		
	動物遺伝学	1		
	統計学	2		
	生命倫理学特論	2		
	動物看護学特論	2		
	動物看護教育特論	1		
	動物感染症学特論	2		
	動物介在福祉特論	2		
	動物トータルケア特論	2		
	動物トータルケア特論演習	2		
	研究法	2		
	課題研究	4		
関連科目	生活と法律	2		
	ベタリナリー クリニカル イングリッシュ	2		
	アッセンブリーアワー	1		

別表第2（第48条関係、第56条関係）

入学検定料及び学費

（動物トータルケア学科）

（単位 円）

事項		金額
入学検定料		25,000
入学金		250,000
学費	授業料（年額）	700,000
	実習費（年額）	300,000
	施設費（年額）	280,000
	小計	1,280,000

注2 学費は1年次、2年次、3年次共通

注3 入学検定料は、2回目以降に受験する際は、20,000円とする。

（専攻科 動物トータルケア看護学専攻）

（単位 円）

事項		金額
入学検定料		25,000
入学金		250,000
学費	授業料（年額）	600,000
	施設費（年額）	200,000
	小計	800,000

注4 入学金は、本科又はヤマザキ動物専門学校からの進学者は、これを免除する。